

動薬協会発 245 号
平成24年11月30日

社団法人日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 福井邦顯
(公印省略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する
省令の施行について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より通知がありましたのでお知らせします。



24消安第3544号
平成24年11月22日

特例社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の
施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成
24年農林水産省令第57号）が平成24年11月22日付けで公布され、こ
のことに付いて別添のとおり都道府県知事等宛て通知しましたので、御了知の
上、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。



写

24消安第3544号

平成24年11月22日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成24年農林水産省令第57号。以下「省令」という。）が平成24年11月22日付けで公布されましたので、本改正内容について、下記事項に留意の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

1 改正の概要

飼料原料となる穀物及び牧草に使用されると想定される農薬については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく畜産物中の残留基準を遵守するため、飼料中の残留基準を設定しているところです。

今般、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の別表第1の1（1）セの表について、イミダクロプリドに対する成分規格が別紙のとおり改正されました。

2 適用期日

省令の公布日の6箇月後から適用されます。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																																																						
<p>別表第1</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) 飼料一般の成分規格</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第1欄</th> <th style="text-align: center;">第2欄</th> <th style="text-align: center;">第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">イミダクロプリド</td> <td>えん麦</td> <td style="text-align: right;">0.05ppm</td> </tr> <tr> <td>大麦</td> <td style="text-align: right;">0.05ppm</td> </tr> <tr> <td>小麦</td> <td style="text-align: right;">0.05ppm</td> </tr> <tr> <td>とうもろこし</td> <td style="text-align: right;"><u>0.05ppm</u></td> </tr> <tr> <td>マイロ</td> <td style="text-align: right;">0.05ppm</td> </tr> <tr> <td>ライ麦</td> <td style="text-align: right;">0.05ppm</td> </tr> <tr> <td>牧草</td> <td style="text-align: right;"><u>0.5ppm</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ソ～チ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	第1欄	第2欄	第3欄	(略)	(略)	(略)	イミダクロプリド	えん麦	0.05ppm	大麦	0.05ppm	小麦	0.05ppm	とうもろこし	<u>0.05ppm</u>	マイロ	0.05ppm	ライ麦	0.05ppm	牧草	<u>0.5ppm</u>	(略)	(略)	(略)	備考 (略)			<p>別表第1</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) 飼料一般の成分規格</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第1欄</th> <th style="text-align: center;">第2欄</th> <th style="text-align: center;">第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">イミダクロプリド</td> <td>えん麦</td> <td style="text-align: right;">0.05ppm</td> </tr> <tr> <td>大麦</td> <td style="text-align: right;">0.05ppm</td> </tr> <tr> <td>小麦</td> <td style="text-align: right;">0.05ppm</td> </tr> <tr> <td>とうもろこし</td> <td style="text-align: right;"><u>0.1ppm</u></td> </tr> <tr> <td>マイロ</td> <td style="text-align: right;">0.05ppm</td> </tr> <tr> <td>ライ麦</td> <td style="text-align: right;">0.05ppm</td> </tr> <tr> <td>牧草</td> <td style="text-align: right;"><u>6ppm</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ソ～チ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	第1欄	第2欄	第3欄	(略)	(略)	(略)	イミダクロプリド	えん麦	0.05ppm	大麦	0.05ppm	小麦	0.05ppm	とうもろこし	<u>0.1ppm</u>	マイロ	0.05ppm	ライ麦	0.05ppm	牧草	<u>6ppm</u>	(略)	(略)	(略)	備考 (略)		
第1欄	第2欄	第3欄																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
イミダクロプリド	えん麦	0.05ppm																																																					
	大麦	0.05ppm																																																					
	小麦	0.05ppm																																																					
	とうもろこし	<u>0.05ppm</u>																																																					
	マイロ	0.05ppm																																																					
	ライ麦	0.05ppm																																																					
	牧草	<u>0.5ppm</u>																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
備考 (略)																																																							
第1欄	第2欄	第3欄																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
イミダクロプリド	えん麦	0.05ppm																																																					
	大麦	0.05ppm																																																					
	小麦	0.05ppm																																																					
	とうもろこし	<u>0.1ppm</u>																																																					
	マイロ	0.05ppm																																																					
	ライ麦	0.05ppm																																																					
	牧草	<u>6ppm</u>																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
備考 (略)																																																							

事務連絡
平成24年11月22日

関係各位

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐(飼料安全基準班担当)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正について

今般、標記の省令改正において、農薬イミダクロプリドの残留基準値の改正を行い、本日、官報（平成24年11月22日付け官報第5933号）に掲載されたところです。

しかしながら、官報における当該記事におきまして、下記のとおり誤りがあり、現在、早急に記事の訂正手続きを行っておりますので、取り急ぎ、お知らせいたします。

関係者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、このような誤りがないよう業務を進める所存ですので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

○農林水産省令第57号

附則

<誤>

この省令は、平成24年11月22日から施行する。

<正>

この省令は、平成25年5月22日から施行する。

省 令

○法務省令第四十二号
 人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月二十二日
 法務大臣 滝 実
 人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一多摩西人権擁護委員協議会の項組織の区域欄を次のように改める。

東京法務局八王子支局の戸籍及び公証に関する管轄区域

別表第一多摩東人権擁護委員協議会の項の次に次のように加える。

大多摩人権擁護委員協議会 福生市 東京法務局西多摩支局の戸籍及び公証に関する管轄区域

附 則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

○農林水産省令第五十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月二十二日

農林水産大臣 郡司 彰

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の(1)のセの表イミダクロプリドの項中「0.1ppm」を「0.05ppm」に、「6ppm」を「0.3ppm」に改める。

附 則

この省令は、平成二十四年十一月二十二日から施行する。

規 則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇一四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年十一月二十二日

人事院総裁 原 恒雄

告 示

○国家公安委員会告示第三十七号
 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十二日
 国家公安委員会委員長 小平 忠正
 第一号の表四百八十三号の項中「丹波市から朝来市まで」を「養父市から丹波市まで」に改める。

この告示は、平成二十四年十一月二十四日から施行する。

○総務省告示第四百一号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第四百十条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十二日

第一号の表を次のように改める。 総務大臣 樽床 伸二

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数 (kHz)	送信時刻 (中央標準時による。)
しおかげ	しおかげ	A三E 五、九一〇	午前五時から午前六時まで
		A三E 五、九五五	
		A三E 六、一一〇	
しおかげ	しおかげ	A三E 五、九一〇	午後十時三十分から午後十一時三十分まで
		A三E 五、九八五	
		A三E 六、一三五	

○中央選挙管理会告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項及び第二十三條第一項の規定に基づき、平成二十四年十一月十六日の衆議院の解散による衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四條第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月二十二日
 中央選挙管理会委員長 伊藤 忠治
 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十四年十二月三日
 ただし年齢については 平成二十四年十二月十六日
 登録を行う日 平成二十四年十二月三日
 縦覧に供する期間 平成二十四年十二月四日

○中央選挙管理会告示第十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三條の十一第二項の規定に基づき、平成二十四年十一月十六日の衆議院の解散による衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院議員の選挙が行われる際に行うこととされている在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定めたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月二十二日
 中央選挙管理会委員長 伊藤 忠治
 平成二十四年十二月四日